

1 主観点評価項目の見直しについて

久留米市では、市内企業の格付けにおける主観点の評価項目について、社会環境の変化や市の政策への対応のため、見直しを行いましたので、お知らせします。

2 見直しの適用時期について

見直し後の主観点評価項目の適用日は、令和8年4月1日となります。

このため、令和8年1月から行う入札参加資格更新手続きにおいて、見直し後の主観点項目の実績確認を行います。

3 主観点評価項目の現行と見直し後の比較

※ **■**は削除、**太文字**は変更もしくは追加

評価項目	現行	見直し後
工事成績評定	最大70点	最大70点
ISO9001 認証の取得	5点	5点
ISO14001 認証またはエコアクション21の取得	5点	5点
建設重機自社保有の有無	5点	削除
防災協定締結組合への加入の有無	10点	削除
障害者雇用の有無	5点	5点
子育て応援宣言登録の有無	5点	5点
消防団員雇用の有無	5点	5点
消防団協力事業所認定の有無		5点
介護応援宣言企業認定の有無	—	5点
健康経営優良法人認定の有無	—	5点
福岡保護観察所への協力雇用主登録の有無	—	5点
保護観察対象者等雇用の有無	—	5点
加算点(満点)	110点	120点

【Q&A】

Q1. 「建設重機自社保有の有無」や「防災協定締結組合への加入の有無」が削除されたのは何故ですか。

A1. 久留米市での市内業者の格付けは、国の経営事項審査の評点に、主観点の評点を加算した総合評点により決定しています。現在の制度では、ご質問の2項目ともに経営事項審査での評価項目となっており、久留米市として重複して評価することになりますので、今回見直しております。

Q 2. 評価項目は、どのように決められるのですか。

A 2. 主観点の評価項目は、主に社会貢献活動を中心に、施策として推進したい項目や行政課題解決に効果が高いと思われる項目を、久留米市が主体的に選定しています。

Q 3. 障害者雇用の有無とは、1人以上の雇用で加点されますか。

A 3. 障害者雇用促進法に規定する法定雇用率以上の雇用が必要です。ただし、法定雇用率に該当しない従業員数の中小企業においては1人以上の雇用で加点します。

Q 4. 消防団雇用の有無は、消防団員を雇用していればよいのでしょうか。

A 4. 原則、消防団員を雇用していれば加点されます。ただし、新規団員を除き、申請年度前1年間の消防団としての活動実績を確認した上で、加点対象とするかどうか判断します。

Q 5. 保護観察対象者等雇用の有無について、雇用中に保護観察者でなくなった場合は、加点されなくなるのでしょうか。

A 5. 雇用中に保護観察者でなくなった場合も、雇用が継続している期間中は加点します。